# 平成25年白老町議会議会運営委員会会議録

# 平成25年 2月 5日(火曜日)

開 会 午前 9時59分

閉 会 午後 0時08分

# 〇会議に付した事件

# 協議事項

- 1. 政策研究会の設置について
- 2. 第3次議会改革の検証について
- 3. その他

# 〇出席委員 (7名)

委員長 大 渕 紀 夫 君 副委員長 本 間 広 朗 君

委 員 吉 田 和 子 君 委 員 西 田 祐 子 君

委 員 小 西 秀 延 君 委 員 山 田 和 子 君

委 員 前 田 博 之 君 議 長 山 本 浩 平 君

# 〇欠席委員(なし)

# 〇職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 岡 村 幸 男 君

# ◎開会の宣告

○委員長(大渕紀夫君) ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

(午前 9時59分)

**〇委員長(大渕紀夫君)** きょうの協議事項は2件でございます。政策研究会の設置の件と 第3次議会改革の検証の件でございますので、精力的にちょっと議事を進めたいというふうに 思います。よろしくお願いいたします。

それでは、1、政策研究会の設置についてですけれども、2月1日までにということで取りまとめを行っておりましたので、結果について局長から説明をお願いいたします。

○事務局長(岡村幸男君) 政策研究会の参加の希望状況でございますが、1つ目のテーマ、政策形成過程における議会の関与につきましては、記載のとおり、氏家議員、広地議員、大渕議員、及川副議長が希望されてございます。また、新しい予算編成の試みということにつきましては、吉田議員、山田議員、斎藤議員のほうから希望ということできてございます。

以上でございます。

○委員長(大渕紀夫君) ただいま報告にありましたように、7名の方がご希望されているということなのですけれども、要綱では8名以内というふうになっていると思います。全体で7名ということであれば、かろうじて議長を除いた場合、半分、過半数というのかどうかわかりませんが、半分いらっしゃいますので、半分いないからやらないとかということではございませんので、この4人、3人でいいのかどうか。1つのテーマにして7人全員で議論をしたほうがいいのかどうかということも含めて参考意見としてお尋ねをしたいのと、もう1つは、7名でつくるということに対して議運としてはこれでいいかどうかというあたりの議論を若干していただきたいというふうに思います。当然、公的な政策研究会でございますので、議会議決を経て議論をしていくということになりますので、議会運営委員会全体のご意見をまず伺いたいというふうに思いますので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。

山田委員。

- **○委員(山田和子君)** 3人はちょっと寂しいので、7人にして、1つのテーマに絞っていただけるとよろしいかと思います。
- 〇委員長(大渕紀夫君) 吉田委員。
- ○委員(吉田和子君) 政策研究会ということで、研究をして報告をして議会の皆さん方にまた理解をしていただいて、そういう方向で進めていければということでやっていくわけですから、3人で結論を出したことが議会全体を納得させられるかどうかということも含めて、やはり3人での研究会というのは私も厳しいと思っています。うちの会派も2人ですので、2人とも政策研究会はやっていきたいという意向でしたので分かれました。希望としては、本当は1つで一緒にやれればいいかもしれない、もし少なかったら1つだねという話もしていましたので、私はこういう人数の配置数を見ると、1つに絞ってしっかりと議論をして、議会全体きち

んと理解をしていただいて、行政にも理解をしていただけるような結論を出していければとい うふうに思います。

**〇委員長(大渕紀夫君)** 今お二人の方から、1つのテーマで7人全体で議論したほうがいいのではないかというご意見ですけれども、そのような方向でまずはよろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長(大渕紀夫君) それでは、テーマを絞って1つのテーマで政策研究会を進めるというふうにいたしたいと思います。当然これはそれぞれ議員の皆様方が申し入れて行うということですので、それはそれで構わないというふうに思います。

議会議決がいりますので、議会運営委員会の中でテーマを決めるというふうになっておりますので、この2つのテーマから1つに絞り込みたいというふうに思います。その点についてご意見がございます方がいらっしゃいましたらどうぞ。

山田委員どうぞ。

- ○委員(山田和子君) 私はテーマ①の政策形成過程における議会の関与については、よくわからないというか、目的がわからないので詳しく説明していただければ。納得すれば、そのテーマでもいいのですけれども。というのは、重要な政策を途中で公開しなければいけないというようなことが書いてあったと思うのですけれども、相手のいる場合の政策もありますので、それを随時情報公開していくというのは難しいのではないかという判断から、新しい予算編成というほうが現実的ではないかなと思ってこちらのテーマを選んだのですけれども、テーマ①について詳しく教えていただきたいと思います。
- ○委員長(大渕紀夫君) この件につきましては、政策形成過程に我々が関与するということは非常に重要な部分です。これが議会改革の大きなメインのテーマになっておりました。もちろんこのことにつきまして、条例化するというのはなかなか大変だろうという考え方、私自身も思っております。ただ、今回の状況の中で言えば、予算編成の試みについてというほうが現実的かなというふうにも思っております。そういうことで言えば、どうなのですかね。政策形成過程における議会の関与はもうこの文章に書いてあるとおりなのです。これ以上説明のしようはありません、はっきり言えば。このとおりです。これ以上広めるものでも狭めるものでもございませんので。

山田委員。

- ○委員(山田和子君) 山田です。それであるならば、もし①になるのなら、私は政策研究会には入らないでご辞退申し上げたいというふうに思っていたのですけれども、テーマ①を選んだ方がテーマ②に了解していただけるとうれしいと思いますが、どうでしょうか。ほかに希望している方がこの場にいないので。
- 〇委員長(大渕紀夫君) 岡村局長。
- **〇事務局長(岡村幸男君)** 政策形成過程における議会の関与という部分についてなのですけれども、今ここに書いてあるとおりですということで委員長からお話がありました。実は議会改革の中でも、この政策形成過程における議会の関与というのは、所管の委員会において所管

事務調査で行うことによって、いわゆる町側が今計画している事務事業等について事前に議論、 もしくは検討・調査を行うことによって、議会の意思を反映することが可能になるのではない かというのが、当初の議会改革の中身の内容でした。ただ実際は、ご承知のとおりなかなか所 管事務調査を行う時期というか、タイミングというのは町側のほうがある程度意思が固まらな いとなかなかそういうものが表に出てこないという状況がありまして、場合によってはそれが 非常にタイミング的に遅れるということがあろうかと思います。そうなると、なかなか議会と してはそこに関与していくという部分は所管事務調査でも難しい状況があるということが課題 としてありました。それでは、そういう政策形成過程の情報を、これは今まで議会が所管事務 調査でやるという議会の意思なのです。しかし一方で、町側も政策形成過程を議会にきちんと 説明するという、そういうお互いの関係がないとこれはうまくいかないという部分です。です から、そのことをきちんとルール化していくことによって、双方がきちんとした議論を積み上 げて政策を形づくっていくということが、議会としても関与の仕方として適切な関与ができる のではないかということなのです。ですから、当然ものによってはタイミングもあるでしょう し、例えば企業誘致という部分で言えば、それは出せないものも当然あるでしょうと。ですか ら、そういうことはきちんと踏まえた上で、どういうものだったらどういう時期にタイミング として議会のほうにもきちんと町側は説明するのだという、そういうルール化をある程度図っ ていかないと、これまでのようなタイミングを失ったりですとか、説明が遅かったりですとか、 そういうようなことが少しはこういう中で改善をされることが期待できるのではないというこ とが考えられます。ですから、そういうことを含めて幅広く考えましょうと。ということは、 議会だけではなくて、町側の意見も聞いた上でまとめていきましょうと、こういうことになり ます。議会が一方的に政策形成情報を議会側に提供しなさいというだけではこれは無理なので、 それは町側のほうとも当然十分な協議をした上で、どういうタイミングでできるかということ をきちんと検討し、なおかつ、それが可能だというのであれば、条例まで反映できないかとい うそういう内容だということなのです。ですから、必ずしもここでできないものもやれという ことではなくて、できないものはできないものということの理解をした上で、できるものはき ちんとしたタイミングを持ってやるべきではないかということの定義をちゃんとしましょうと。 そういうことは考えられているという部分です。

それと、新しい予算編成の試みは、これは町側のほうでも検討は全くされていません。新しい予算編成をどうしようかということは検討されていませんから、これは全くゼロから出発になるだろうというふうに考えます。そうなると、さまざまなまちでの新しい予算編成に取り組んでいるところの状況を調べて、そういう中で白老町に可能な予算編成の仕組みはどういうものかということをきちんと考えていかなければならないということになります。当然、今の予算編成の仕組みは積み上げ方式という方式でやられていますので、最終的に町側の意見も聞いた上で、議会としてやはり望ましい予算編成の仕組みというのを提言するという形になろうかと思うのです。提言ということになれば、当然、実現可能なものになっていかなければならないということだと思います。少なくても理想形だけではこれは難しいですし、実現可能性の高

い予算編成の新たな試みとして取り組んでいただくということが、町側にとってもプラスになるようなものにしていかなければならないということだと思います。そこから言うと、おそらくこれは1年だとかそのぐらいのものでは無理だろうと。ほぼ2年だとか、そのぐらいかけてやっていかないと、非常にここら辺は難しいだろうというふうに考えています。なおかつ、2年といっても、町が予算編成をするタイミングというのは大体10月から始まりますので、2年後の10月から取り組めるようにということになれば、もうあと、任期中には多分1回になるだろうなということです。27年というのでしょうか、25、26年で検討したものが27年の予算編成で反映できるかどうかというようなものになるかなと。そういう目安です。ですから、そういうことも含めた上で最終的なテーマを絞り込んでいただければというふうに考えます。

○委員長(大渕紀夫君) 今の局長の意見について何かご意見ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

以上です。

○委員長(大渕紀夫君) それでは、この後3月会議までに議運がまだ設けられる状況がございますので、ここにいるのは吉田委員、私、山田委員が対象になっています。それで、会派で山田委員については広地議員を、私は斎藤議員の、吉田委員については氏家議員の意見を十分聴取されまして、副議長には私のほうでもお話ししますし、前田委員からもお話ししていただきます。そこで一定限度の詰めをしたいと。そして、次回の議会運営委員会の中で政策研究会のテーマについて決定するというような運びにしたいと思うのですけど、いかがでしょうか。ここでこのまま、対象者が半分以上いらっしゃらない中で議論するというのは議論の仕方としてはまずいと思いますので、そういう形で進めたいと思うのですけど、いかがでしょうか。3月議会までには十分間に合いますので、そういう形で次の議会運営委員会に諮るというふうにいたしたいと思います。

もう1つ。西田委員、民の会なのですけれども、なかなか出席されるの、もちろん1人の方はほとんど難しいと思われるのですけど、2名の方、民の会だけがここに入っていらっしゃいませんので、もし出られるような条件があれば出ていただきたいという希望だけは。2月1日が締め切りだったのですけど、都合があるというのは十分承知していますけれども、議会議決はこの後の3月議会ですので、もし、そういう条件がありましたらお話ししていただきたいという希望だけは述べておきたいというふうに思います。

それでは、1番目の政策研究会の設置についてはそれでよろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長(大渕紀夫君) それでは、そのような形で進めたいと思います。

次に、2、第3次議会改革の検証についてという部分に入りたいと思います。この件につきましては、各会派で議論をしていただくということで前回お願いをしてあります。項目別にきちんとやっていきたいというふうに思います。結論の出るものについては結論を出していくというふうにしたいと思います。

1ページ、1、議会の情報公開の部分で、①、議会年報の作成と公開の検討ということなの

ですけれども、これはお忘れになった方もいらっしゃるかもしれませんけれども、議会事務局が今データを持っておりますので、そのデータの範囲でつくるのはいかがかという議論まで進んでおりました。それ以上新たにつくる必要はないのではないのかというところまでの議論でした。それで三角になっているということなのですけれども、この件について各会派のご意見があれば伺いたいと思います。

小西委員。

○委員(小西秀延君) まず、年報という考え方に確認なのですが、現在、白老町のホームページから議会のホームページを開きますと、年度ごとにさまざまな活動、また、会議の内容が年度ごとに掲載されているような形になっていると思います。年報という捉え方をしますと、歴史上の年表とかよくありますが、何年に大きな改革だとすれば、大きな改革が何年の何月に行われた、また次の年に大きな問題の議決が行われたとか、歴史上の年表みたいな捉え方でいいのか。それとも、今あるホームページ上で議会改革なら議会改革をピックアップして並べてあるというふうな捉え方でいいのか。どのような年報を想定されているのか。そこをまず、きちんと考えるべきではないかということでございます。それによってまた仕事量も変わりますし、まとめていく、いつまでにまとめるのだというスピード感と言いましょうか、それが完成する時期も変わってくるのかなという気がしておりますので、その辺の整理がどうなっているかお尋ねしたいと思います。

○委員長(大渕紀夫君) これはもちろん議会がつくるものですから、我々の要望によってどういうものをつくるかという範囲でございます。それで前回は、議会事務局が新たな労力を持ってつくるようなものについてはいかがなものかと。しかし、今まで集まっている情報については、冊子なら冊子にしてきちんと出すべきではないかと。そこまでの議論にしか至っていないというのが私の認識なのです。ですから、それをここまで広げてほしいとか、今小西委員が言われたように、こういう年報をつくるべきだというのは議会事務局が考えるのではなくて我々が考える部分ですので、こういうものならいいです、こういうものが欲しいです、いりませんというような形での議論の中身になっていくかなというふうに私自身は考えておりました。岡村局長、何かご意見ありましたらどうぞ。

○事務局長(岡村幸男君) 今大渕委員長が言われたとおりでございまして、私どもも事務的な部分で言えば、他市町村の議会年報というのも見てございます。大きくうちのほうと違いがあるのかと言えば、それほど大きな違いはないのですけれども、ただ、やはり年報としてはかなり多くの項目を載せている部分があります。ですから、そこまでのものを作成してまで年報として載せるのかどうかということは、前のご議論の中では新たに項目までつくって載せる必要性は基本的には今の段階ではないのではないかという、そういうお話をいただいておりました。ただし、事務局としては、今ホームページに載せているデータを整理して年報という形につくり変えることは可能だなと。手間をかけないといったら変ですけれども、そういう作業であれば、それは十分、今の段階でも可能かなというお話をさせていただいていたところでございます。

**〇委員長(大渕紀夫君)** そういう経過でございます。この件について会派でご議論された中で意見ありましたらどうぞ。

小西委員。

- ○委員(小西秀延君) 確認なのですが、他市町村の年報もちらっと見せていただいたのですが、22 年度なら 22 年度をクリックすると、そこにいろいろな議決が載っているという、今あるのと余り変わらないような整理という形でよろしいのでしょうか。
- ○委員長(大渕紀夫君) これについて、岡村局長。
- ○事務局長(岡村幸男君) 考え方はそうです。ただ、今のホームページの構成は議事録ですとか、そういう形で載せています。むしろそのほうが見やすいのです。ですから、年報として載せる項目はもう少し整理しなければならないだろうと。例えば、議会が年に何回開かれていて、どういう内容かというのは年報のほうに載せる。しかし、議事録は議事録としてすぐに入りやすいように整理するとか、あと、例えば議員の皆さんの賛否の状況は年報の中にちゃんと載せるとか、そういう整理の仕方だと思っているのです。ですから、そのデータの整理はきちんと行って、そして、なおかつ年報というふうにしたものについては、紙ベースでも出せるように、ホームページだけではなくて、紙ベースでも出せるように。というのは、議事録だとかそういうものは、紙ベースで出すということなると膨大な量になります。それはあくまでもホームページ上でと。こういう区分けをした整理はきちんとやりたいというのが、ここに書いてある引き続き検討の中で、年報として取りまとめる方向性できちんと行いますということで、既存のホームページ掲載データを活用した整理をきちんと行いたいというふうに考えています。
- 〇委員長(大渕紀夫君) 西田委員。
- ○委員(西田祐子君) 西田でございます。民の会としましては、先ほども委員長がおっしゃっていましたけど、やはり事務局の負担が大きくなっては困るという前回のときの考え方がありますので、事務局のできる範囲内で極力負担にならないような形で年報をつくっていただきたいというような意見になっております。

以上です。

○委員長(大渕紀夫君) これは、データとしてはやっぱり僕はあったほうが楽だと思うのです。出せる部分で結構ですからそういうものをつくって蓄積するというのは、今議会の毎年出しているものありますよね。ほかの町村が来た場合に出すものが。その年のものもあるのです。だからそんなことで言えば、そういうものはあるのですけど、そういうものをまとめて積み上げていくということが必要かなというふうに思っておりましたので、私は民の会さんが言われる範囲の中でつくっていただければ、それで結構かなというふうに思っているのです。これを1つ追加してくださいというようなことは今後あるかもしれませんけれども、それがやっぱり将来的には非常に役立つのではないのかなというふうに私自身は思っています。そんなことで取りまとめてよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**〇委員長(大渕紀夫君)** それでは、年報につきましては、今のホームページ上のものを含め

て一定の整理を行い、その中身で議会事務局の負担に余りならないような範囲でまずつくって いくということでいきたいというふうに思います。

続きまして、②、議長の交際費の支出基準と公開の検討ということでございます。これはここに記載のとおり、交際費及び諸会議等負担金の支出基準を作成して、基準の内容の公表を含めて継続というふうにしているわけですけれども、このことについてご意見ございます方はどうぞ。

小西委員。

- ○委員(小西秀延君) 24年3月に執行基準が改定されて、それにのっとって会計上も整理されていると思います。ただ、いろいろな部分で議長になると個人的な支出もかなり多いと思います。その基準がないときにはかなりの部分で議会費の中からお金が出せたのかもしれないですが、個人的な負担もどんどんふえていることもございます。そういう部分からしても、きちんと整理してやっている部分をまた公表するとなると、また細かな部分で疑問を生むだとか、不信をあおることにもなりかねない部分もあろうかと思います。きちんと行っているものですので、なおさら公表までしなくてもよろしいのではないかというのが会派の考え方です。
- 〇委員長(大渕紀夫君) 西田委員。
- **○委員(西田祐子君)** 民の会です。今は議長交際費といっても金額的に非常に低い段階だと。 まして行政側が公開していないものをあえて議会がしてしまうと、町長はどうなるのだという ことにもなりかねないので、もしやるのであれば行政側と同時に行うべきだという考え方であ ります。

以上です。

- 〇委員長(大渕紀夫君) 吉田委員。
- ○委員(吉田和子君) 議長の交際費を出す必要があるのか、民の会がおっしゃったようにそれだけの予算を組んで、それだけのものを使っているのかということもありますけれども、やっぱり知らない方にすればすごく使っていると思うのかもしれませんが、だからといってそれだけの予算の部分を公表する必要があるのかどうなのかというのと同時に、足並みをそろえるということでは、やはり行政執行機関のほうでも、もし議会側がやるのであればきちんと足並みをそろえたほうがいいのではないだろうか。あえて公表する必要があるのかどうかというのは、まだするべきだというふうにまではいっていません。
- **〇委員長(大渕紀夫君)** 今のご意見では、現状でいいのではないのかというように拝聴いた しましたけれども、そういう形で当面は進めるということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- **〇委員長(大渕紀夫君)** これは、今の段階では実情に合うかどうかということもありますね。 岡村事務局長。
- **○事務局長(岡村幸男君)** 議長の交際費といいましても、対外的な交渉等で使う交際費とい うのは極端な話ございません。議長がいろいろな会議に出席するときに使うとか、もしくはお 葬式のお香典を出すとかそういうようなものでして、対外的ないわゆる交渉とかそういうもの

で実際にお金を使って支出をしているというケースは、ほぼないという状況になっております。 O委員長(大渕紀夫君) これについては検討課題で残すのではなく、今後もちろん出てきた ら検討はしますけれども、今回につきましては、これについては現状でいくということでよろ しゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(大渕紀夫君)** 続きまして、③、公共施設、コンビニ等での議会日程の掲示方法の 検討。

吉田委員。

○委員(吉田和子君) 会派で話し合いまして、広報広聴の関係は、広報広聴の小委員会でかなり検討して、どう進めるかとやっていたと思ったのですけれども。だから、これは議運で検討するのかと話していたのです。うちは広報広聴の委員長がいますので、広報広聴の委員会での考え方もちょっと言っていましたので、これはどうなのでしょう。この検証の部分は広報広聴でもどうするかと検討はたしかしていたはずです。これから後にも何点か、懇談会だとかいろいろなことがありますので、これは議運でどうするかと結論を出していくのでしょうか。

○委員長 (大渕紀夫君) これをなぜこういうふうにしたかというと、この案をつくったときには、議会懇談会と議会報告会及び定例会もどうするかということになっていたのです。それで、議会報告会と議会懇談会につきましては、広報広聴常任委員会の範疇でございます。ただ、定例会となりますとそうなりませんので。ただ、もう定例会でコンビニというのは実情に合うのかなという気は、私自身はしておりました。しかし、意見として出て、こういう形で掲載されておりますので、案として載せているということであります。今吉田委員から出ましたように、議会懇談会につきましては広報広聴常任委員会で決定していただくということになります。定例会については、私は必要ないというふうに思って、うちの会派ではそこまでする必要はないと。それはなぜかというと、一般新聞等々にも出していただいておりますし、また、議会だより等々に掲載されるわけです。これ以上、定例会をコンビニに貼る必要は、うちの会派ではないのではないかということでかなり強力に出ましたので、それだけ先にちょっと言います。

各会派のご意見を伺いたいと思います。

小西委員。

済みません。

○委員(小西秀延君) かがやきも、今委員長からご説明のありましたとおり、本会議の日程をコンビニ等に掲示するというのはいかがなものかと。議会だより、町広報、また、各新聞にも掲載されておりますので、周知はその分においては行き届いているだろうということで、そこまではする必要はないというふうに考えております。議会報告会や懇談会等はなかなか人が集まらないということもありますし、その部分では議員が出向いてお願いをするというのも努力の1つにもなるでしょうし、それはそれでいいのではないかということで、これは継続して、そのままでよろしいのではないかという方向になりました。

**〇委員長(大渕紀夫君)** ほかの会派、ご意見ございましたらどうぞ。

民の会、西田委員。

○委員(西田祐子君) 民の会では、やはりこれにつきまして、先ほど大渕委員長のおっしゃったように本会議については必要ないのではないかと。むしろ議員がやるべき仕事は本会議できちんと議員として仕事をすることが大事であって、こういうことは必要ないということです。報告会や懇談会については広報広聴の委員会のほうでやっていますので、それについてもどうするかということについては、その都度、その都度、時代に合わせてやっていけばいいのではないかという話になりました。

○委員長(大渕紀夫君) 大方の意見は、定例会についてはやらないと。そして、議会懇談会につきましては、広報広聴常任委員会の判断で、かがやきさんのように必要だというところもありますし、それはそれで構わないと思いますので、そのような形で進めるということでよろしゅうございますね。

## [「はい」と呼ぶ者あり]

- **〇委員長(大渕紀夫君)** それでは、④、選挙公報の発行、立会演説会の検討。ここの部分では丸がついていますけど、立会演説会は無理です。できませんので立会演説会はカットです。 選挙公報は発行しておりますので、これは実施しております。
- ⑤、ホームページの管理運営(最新情報)。これは議会事務局のほうで項目を追加して充実を 図っております。

それから、⑥、傍聴者への審議資料の配付。これは、議案書は貸し出し、それ以外のものは 全て配付しておりますので、完成しております。

この④、⑤、⑥番について、それぞれの会派でご意見がありましたら出していただきたいと 思います。

小西委員。

- **○委員(小西秀延君)** ④の立会演説会は不可能ということで、これは消すということで、あ とはそのままでいいということです。会派では承認ということになりました。
- ○委員長(大渕紀夫君) うちの会派で出たのは、⑥、これはやっぱりなかなかいいと。本当に、例えばうちの議会はどんな場面で入ってきても傍聴者は議長が発言することによって、どこを議論しているかすぐわかります。予算委員会やっていても、何をやっていても全部わかるのです。これは、ほかの議会には聞いていませんけど、ここまできちんとやっているところはそんなにないのではないのかなと。傍聴に来られた方については、私の知っている者でも非常にわかりやすくていいという意見は2、3から聞いております。そういう意見はうちの会派では出ていました。

吉田委員どうぞ。

○委員(吉田和子君) うちも⑤、⑥に関してはいいのではないかということで、傍聴者の資料配付は事務局もその都度きちんとそろえて出さなければならないので、お忙しい中大変、議会の進め方もしながら、そちらの準備もですからご苦労かけていますけれども、傍聴者の方々には大変好評ですし、こういうものがあって、やっぱり議会が傍聴しやすくなったということ

もあって、聞いていてもわかりやすくなったということがありますので、これは継続してしっかりとやっていっていただければというふうに思います。

〇委員長(大渕紀夫君) ほか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大渕紀夫君) なければ、2、議会報告会の開催という部分に入りたいと思います。 ただこれは、町民に開かれた議会の中の改革項目の2ですけれども、議会報告会、その他、そ の次からずっとあるのですけれども、広報広聴常任委員会にかかわるものもございますので、 そこは十分向こうの常任委員会の範囲を逸脱しない中でご意見を賜りたいと思います。

議会報告会の開催。これは、今1年間はやめたわけです。この件について各会派でご意見ございましたらどうぞ。

小西委員。

○委員(小西秀延君) これは広報広聴で決定することになっていくのかもしれませんが、当会派の意見としては、議会報告会というのは町政において大きな問題が生じたときに広報広聴委員会で、これは議会報告会を開催すべきだろうというときに不定期として開催したほうがよろしいのではないかと。なぜかといいますと、これまで開いてきた経緯の中でも、議決したものを報告するというような流れが多かったと。町民からもそれは町からもう聞いている話だということになりまして、議会の果たす役割ということをきちんと報告できているのかという疑問にもなりますので、大きな問題が生じたときに議会としてはこういう話し合いの流れになっていましたとか、町民が関心のあるときに不定期で開催するのがよろしいのではないかということになりました。

○委員長(大渕紀夫君) 私の会派は、広報広聴常任委員会の副委員長を斎藤議員はやっているのですけど、今の状況でいくと本当にいかがなものかと。それはどうしてかと言いますと、例えば、会津若松の例をちょっと私読んだのですけど、会津若松でも町の代弁をしているというような捉え方は絶対してはいけないというのが議会の決まりなのです。そういうふうに決めて議会報告会をやっているのです。そうでないと、議会が町の言いわけのためにやっているというふうになってしまう。ただ、今また大学の先生方の書物はほとんどが議会報告会をやりなさいという、議会としてやりなさいという意見なのです。ここら辺、私も大分読ませていただいたのですけど、やっぱり賛否がある中でそれは非常に難しい部分。それぞれの考え方がございますから、やはりこれは会派なりで議会の説明責任はきちんと果たすというのが妥当な線ではないかというのがうちの会派での意見なのです。もちろん広報広聴で出す結論なのですけれども、うちの会派としてはやっぱりそういう形で会派なり個人の責任で議会報告会をきちんとやるほうがいいのではないかという意見でございます。

吉田委員。

○委員(吉田和子君) 私の会派も広報広聴の委員長がいますので、今までの議会報告会、それから、議会懇談会、そういった一連のことをずっと見ながら、考えながら、それで各常任委員会における分科会の状況等も勘案しながら見ていったときに、本当に議会報告会、懇談会は

またちょっと違いますけれども、報告会は町の代わりにやっているようなところもあるし、議会として本当に理想的な形でやれるのは分科会ではないだろうかと。これをもっと充実させていったらいいのではないだろうかという話のところまでちょっといったのですが。

先ほど委員長が言っていましたけれども、苫小牧市が会派ごとに議会報告会をやっているようです。私たちは、定期的な集まりがあって、そういったところでは必ず議会の報告会をやらせていただいているのですが、やはり自分たちの考え、反対したにしても賛成したにしてもほとんどいつも共通ですから、こういう意向でしましたということで報告しています。

議員全員が何班かに分かれて行くと、反対の人と賛成の人がいますので、お互いに言いわけではないのですけど、何となくぎこちない、聞いている人たちもどういう趣旨なのかよくわからなくなってくる人もいるのではないかというのもありまして、ですから、議会としての報告会というのはよっぽど上手にやっていかないと、町の報告会ではないので、どうしても町のかわりになって言っているような感じのところも往々にしてありましたので、そういったことを含めると、分科会というのはそれぞれの活動に対して問題点がないのかとかいろいろなことを聞いて、それをまた議会活動に生かしていくという部分では、本当に充実した話し合いができているのではないかというようなことで、そういう方向も含めて全部見た中での今後のあり方を検討すべきではないかというふうな結論になりました。

## 〇委員長(大渕紀夫君) 西田委員。

○委員(西田祐子君) 民の会は、報告会は必要ないだろうと。むしろ議会に必要なのは懇談会ではないかと。住民の意見を聞くことが大事ではないかと。報告会になりますと、先ほどから意見ありますように、一定の歯どめをかけてみんなで統一した考え方を述べるということになってしまうと、やはりやりにくい部分があって、それに対して町民が不信感を持ってしまったらかえっていい状況にならないと。懇談会は続けても、報告会はなくしたほうがいいのではないかという意見です。

○委員長(大渕紀夫君) それでは、報告会をやるかやらないかというのは、これは議会運営委員会で決めるということにはなりません。広報広聴常任委員会で決めていくということになります。ここにも書いていますけれども、そういうことになりますので、行わないこととしたというのは 24 年だけですけど、行わないことにしたというのは議会運営委員会で決めたのではなくて広報広聴で決めていますので、そういう形で決めますけれども、議会運営委員会の第3次改革の反省点としては、今皆様がおっしゃったような形で考えていくというふうにいたしたいと思います。

それでは、I、町民に開かれた議会の総括部分については、以上で終わりたいと思います。 次に、II、町民に親しまれる議会ということで、I、議会懇談会の実施。それから、2、積極的な広報広聴活動。3、委員会の地域別開催(移動常任委員会)です。4、町民から意見を聞く機会の拡充。この4点がIIの町民に親しまれる議会でございます。

メール、ファクスによる意見を町民から募集、聞くというようなことについては相当以前から声があったのですけど、これはやっておりません。それ以外はやっておりますけれども、こ

の点、やっている部分も含めて全体として、この町民に親しまれる議会全体としてのご意見が ございましたら、各会派のご意見を述べていただきたいと思います。

小西委員。

○委員長(小西秀延君) 1、議会懇談会の実施なのですが、現在、議会報告会を 24 年度はやめて懇談会を実施しておりますが、努力をしていないとは言わないのですが、努力をしているのですが、なかなか出席者数が伸びないと。いろいろな地域に足を伸ばしてやっているのですが、なかなか町民の理解を得られていないのか、どういう理由があるのかわかりませんが、なかなか人が集まっていないのが現状であると。その中において、また同じ方がいろいろな会場を回って、その個人の方の主義主張はあるのでしょうが、そういう方のガス抜きみたいな場にもなりつつあると我が会派には映ってきております。現状には多少問題があるのではないかというふうに認識しております。そういう方たちに回答する場合も、議会として行っている場合にはなかなか限界が生じると。いろいろな意見がある場合については、個人で答えられるほうがその方にとっても誠意ある回答になるのではないかということで、開催の仕方を検討する必要があるのではないかという意見になりました。

#### 〇委員長(大渕紀夫君) 西田委員。

**○委員(西田祐子君)** 民の会は、懇談会の実施ということで、もしやるにしても、日程的にいるいるやっていますけれども、1日ぐらいにして、2カ所か3カ所に分かれて1回ドンとやるとか、いろいろな方式、そういう工夫をしながら進めていただければありがたいというような意見になっています。

## **〇委員長(大渕紀夫君)** 小西委員どうぞ。

○委員(小西秀延君) 4、町民から意見を聞く機会の拡充なのですが、改革の内容に委員会終了後において、傍聴者との意見懇談を積極的に行いということが書かれているのですが、具体的な取り組み項目の②にメール・ファクスによる意見ということがあるのですが、それも委員会終了後に傍聴者からのメール・ファクスを受け付けるという意味になるのかということが会派の中で出ました。このメール・ファクスというのは、随時受け付けるものを想定されていると思いますので、この表題を少し変えたほうがいいのではないかと。なおかつメール・ファクスの意見、要望の募集は現在行っていませんが、それを町民が出すことによって、また自分の主義主張を送っても何ら変わりがないとか、そのような主張をされる方もおられますので、ここの開催は慎重に考えるべきであろうという意見になりました。

○委員長(大渕紀夫君) 済みません。ちょっと議事進行悪くて申しわけありません。一括と 私思ったのですけど、やっているから一括という意味で、補充する分は補充してほしいという 意味でやったのですけど。

1、2については広報広聴常任委員会の範疇なのです。ここでやる、やらないという議論を してもちょっと難しいというふうに思っています。ご意見はご意見として、これは改革の中身 でございますので、やる、やらないということではなくて、そういう形ではご意見を賜ってお きたいというふうに思います。ただ、やっていることは事実ですから、そういうことでいえば、 

- **○事務局長(岡村幸男君)** 基本的には既にやっていますので、実施済みという整理をさせていただいております。ただ、実施済みではあるのですけれども、やはり改善しなければならない部分も見えてきているというそういう整理をしています。ですから、改善しなければならない整理というのは、今委員長がおっしゃったとおり議運の中でやるということではなくて、この分野に関していえば、広報広聴常任委員会の小委員会の中できちんと議論をしていただくという、そういう整理の仕方になるのかなというふうに思います。
- ○委員長(大渕紀夫君) 実施しているということでいいですか、1、2については。

ただ、うちの会派で出たのは、やっぱり、例えば町内会長さん 100 人ぐらいいらっしゃるのかな。そういうところときちんと懇談することができないのかとか、そこから少しずつ町民の中に、何と言うのでしょうか、上下ではなくて広げていくというようなことで言えば、やっぱり多くの人たちの意見が聞ける場を、議会と話ができたり、聞いたりする場が必要ではないかという意見は出ました。その範囲ぐらいです。

それでは、1、2につきましては実施していることでよろしゅうございますね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(大渕紀夫君) それでは、3、4の部分を整理していきたいと思います。
- 3、委員会の地域別開催。移動常任委員会は22年以降行われておりません。1つは、地域からこの種の陳情がほとんど出てこないということがあります。地域的な陳情が出た場合はそこでやるというは確実になるのですけど、それがここ数年間、請願、陳情が年1件から2件しか出ておりません。そういうこともございまして移動常任委員会が行われていないのですけれども、制度としてはやっぱり今までやってきて成果もありますので残していくということでこれはいいですよね。

それから、先ほど小西委員から出ました 4、町民から意見を聞く機会の拡充ですけれども、 ①と②の中身は違うと思います。会議後の傍聴者との懇談というのは、これは移動常任委員会 を開催した場合は必ず懇談しているのです。これはなかなかいい状況がございましたのでこれ は残していくのですけど。

②の部分です。これ実は、改革が始まったころに議員が当番で毎日議会に来て、そして、町民から要望を聞いたらどうだというのが実際に文面でもあったのです。それは賛否両論が非常にございまして、けんけんごうごう、議論の結果やらないということになったのです。そのかわりとしてメール・ファクスによる意見の募集をしてはいかがかということなのです。

少なくても平成 10 年からの議会改革の中で、町民の皆様のさま変わり含めてかなりございます。当然そういう意見が出た場合の対処をどうするかと。質問が出た場合の対処も含めて考えなくてはいけないのですけれども、そういう点を含めてご議論願えればというふうに思います。 西田委員。

**〇委員(西田祐子君)** うちの会派では、あえてメール・ファクスによる意見・要望等を募集

しなくても、必要があれば町民のほうから議会のほうに電話なり何なりくると。今までもそういう状況があったので、現状のままで十分いいのではないかと。むしろ、いろいろな意見や要望があった場合、きちんと議会側がそれをどのように町民の意見に対して答えていくかということのほうがむしろ重要ではないかという話になりました。 以上です。

- 〇委員長(大渕紀夫君) 小西委員。
- ○委員(小西秀延君) 先ほども意見を言わせてもらいましたが、改革の内容の文言の整理をしていただきたいのと、メール・ファクスによる意見の募集なのですが、やはりその回答がきちんとされなければいけない、また、その対応をどうするか、また、今理論的な質問というよりは個人的に心情的な質問も多く出てきます。そういった対応をどうするか。現在は出前トーク等の制度もきちんと確立されておりますので、正式に申し込んでいただければきちんと議員が行ってお互いの意見交換をするという場も設定されておりますので、メール・ファクスによると必ず文書による質問等になってしまいますので、なかなか真意をくみ取れないところもあるので、この実現は難しいのではないかというのが会派の考え方でございます。
- 〇委員長(大渕紀夫君) 吉田委員。
- **〇委員(吉田和子君)** メールとかファクスというのはやっぱり答えをすぐ出さなければ何も 意味がなくなってしまうのではないかなと思いますので、先ほど委員長から話が出ましたよう に、町民の方々の中には議員はいつもいるというふうに捉えている方もいらっしゃいましたの で、そういう部分で誰かいらっしゃる方が答えるということになってもそれぞれの考え方があ りますので、本当にその方の意に沿った返事になるかどうかということもありますので、小西 委員がおっしゃったように、やっぱりこれはなかなか、返事をどうするのかということに対し て、ましてやメールというのは、私もメールをこの間いただいて、勘違いをして全然違うこと を相手に伝えたことがあったのですが、やっぱり内容として略して言っていますので、よっぽ どわかっている内容でないときちんとした答えが出せないということもあると思いますので、 そういったことではうちの会派はやっぱり移動常任委員会等をもっと積極的にやって、町民の いろいろな意見を聞く。先ほど委員長が陳情とかそういうものがないと言っていたのですけど、 前はそういうものがなくても町民にかかわりのある課題のときには町内に出て行って、本当に そのことで悩んでいる方、知りたい方は来てくれていたのです。目的が一緒ですので。移動常 任委員会で町民から意見聞くことがすごくいい意見だったというふうに出ていましたけど、や はりそのことに関して悩んでいたり聞きたかったり、こういうことなのではないのかとか、こ ういう心配はないのかという意見を持って皆さん来ていますので、大変意味あるものだったと 私も記憶しています。そういった意味では、そういう意見を言える場をほかにやりとりがきち んとできる場にしていくという方法としてあったほうがいいのではないかと思っています。
- **○委員長(大渕紀夫君)** それでは、4、町民から意見を聞く機会の拡充の改革の内容の文言を整理しながら、当面、今皆さんから出されましたように、メール・ファクスによる意見の聴取は当面は行わないということでよろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長(大渕紀夫君) そのように整理したいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○委員長(大渕紀夫君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

3ページ、Ⅲ、議員の政策能力向上について。1、議決事件の追加なのですけれども、これについては姉妹都市と町の宣言、それ以外に基本構想・基本計画まで条例化しております。それ以外については、長期の計画について議決事件にしようという動きが一時ありましたけれども、見直しの中でこれ以上議会日数が多くなると困るということもありまして、これはやらないというような方向になりました。このときは。そういう形で今は姉妹都市、町の宣言、その後、我々の今の改革の中で構想と計画の両方を議決事件に追加したという経緯でございますけれども、このことについて会派でご意見ありましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大渕紀夫君) いいですね、これは。

次、2、政策研究会の設置。先ほど設置しました。これもよろしゅうございますね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(大渕紀夫君) 3、政策能力の向上の部分ですけれども、①、専門的知見の活用は 未実施という表現が正しいかどうか疑問なのですけど。なぜかいうと、制度としては使えるよ うになっているのです。これは議運でそうなっています。ただ、財政的な裏づけがございませ んから、専門的知見を活用するときは補正予算でお願いするか、当初予算から組むということ もございますけど、財政的なもの以外は使えないようになっていますので、実施済みだと思っ ておりました。私はそれでいいのではないかというふうに思っております。いつでも使えます。
- ②、委員会の議案提出の活発化。当然ですがなかなかいきませんけれども、財産の取得の金額は、議会関係のものはやっております。
- ③、代表質問及び一般質問のあり方検討。これは試行期間をやめて正式に代表質問については一括質疑方式、一般質問は一問一答方式でやっているということでございます。
- ④、本会議終了後の一般質問・議会運営の検討会の検討の部分ですけれども、執行部側とは 議会の申し入れの中でやっているという状況でございます。
  - Ⅲ、議会の政策能力向上についての部分で、各会派でご意見ございましたらどうぞ。 西田委員。
- **○委員(西田祐子君)** 民の会です。③、代表質問及び一般質問のあり方検討についてということで、代表質問は今でも一括質疑方式をしているのですけれども、一般質問のほうで一問一答方式を本格的に実施することになって、また、議員の方々も一問一答方式のほうがもうなれてしまって、このほうがずっと争点というのですか、質問の内容についてもきっちりとしたこ

とができるのではないかという思いもありまして、できれば代表質問も一般質問と同じような 形で一問一答方式にするべきではないかという意見になっております。

それと、④の本会議終了後に議会運営委員会の中で反省会をするというような意見が前にた しかあったような気がしますけれども、それは必要ないでしょうという意見です。

- 〇委員長(大渕紀夫君) 吉田委員。
- ○委員(吉田和子君) ①の専門的知見の活用が未実施になっていたものですから、会派では、 やはり条例提案だとか政策過程にかかわるとか、その予算のことにどういうふうに議会がかか わるかということなってくると、やはり専門的なそういう方のお考えも伺うことが必要になっ てくるのではないのかと。だから、これからは本当に活用していける、また、活用できるよう な政策研究会をきちんとやっていくべきではないだろうかという話し合いができました。
- ③については、代表質問は代表質問の形で会派として行政側に考えを伺うので、一括方式でいいのではないかという話はしました。

あと、もうすごく気になっているのは政策研究会。これは今回設置することになったのでと 委員長言いましたけど、もちろんこれをやる、やらないは自由なのです、議員の。気になるの で意見として聞いてもらいたいと思います。政策研究会をやるという項目が出て、それは入る、 入らないは議員の自由で時間が取れるとか取れないとかいろいろな事由がありますので、理由 がありますのでいいと思うのですが、もし、政策研究会に出た課題が自分たちにそぐわないの だと。だから、それで違うものがあれば積極的にそういうものを出すようであってほしいと思 います。時間がないのであればそれはしようがないのですけれども。もしかしたら、この政策 課題はちょっとそぐわないと。そうであれば、自分たちもまた考えて、結局、自治基本条例に 政策能力の向上ということがうたわれて、そういう中からこういうことをやっていますので、 出されたものに対してやる、やらないは自由でいいのですけど、合う、合わないもありますか ら。ただ、そうであれば、自分たちで出して、自分たちでこういうことをやりたいのだという ことが積極的に出てくるような議会であってもらいたいというふうに思っています。

- **〇委員長(大渕紀夫君)** 政策研究会の設置については終わっておりますけれども、意見として賜っておきたいと思います。
  - 3、政策能力の向上の部分について、それ以外どうですか。 前田委員。
- ○委員(前田博之君) ③の代表質問と一般質問のあり方で、代表質問の一括質疑方式の継続となっていますけど、代表質問の趣旨、これまでの流れの中ではわかりますけれども、一般質問で一問一答はもうかなり深く浸透して、議論のやり方も理論構成もされてきて、いい質問方式になってきていると思いますけれども、趣旨は理解しています。その上で言っています。そういう中にあって形だけというのか、3問だけやって終わって、そして、間口広くしている。それだけで本当にいいのだろうかという疑問も出ております。ですから、実がないとは言えないけど、もう少し実のあるような代表質問にできないのかなとこう思っていますので、その辺議論があれば。結果は別としてその辺を皆さんどう思っているのかということであります。

それと、④の定例会議終了後の執行機関との反省会開催。これ前にも議運で出て、あのとき 決定はされていなかったけれども、一定の結論出ていたのだけれども、その後、体制も変わり ましたけどどうなっているのか。その辺だけお聞きしておきます。

○委員長 (大渕紀夫君) 今の④の部分ですけど、これ最初出たときは町側とやるということではなくて、議会運営委員会の中で反省をするというふうに出ていたと思います。それは間違いないと思います。そういう中で今は正副議長、議運正副が町側と反省をしています。これはきちんと議長の意思できちんとした形でやっているということでございます。ですから、本質論で言えば、これとは別に議会運営委員会の場で定例会終了後、一般質問、議会運営の問題での検討をすべきではないかと。これは福島町がやっているのです。ただ、現実として出た意見は、誰々さんの一般質問についてはやり方を変えたほうがいいのではないか、それは言えないから。だから、現実的にはなかなか大変だと。福島町がどのようにやられているかというのはいろいろあるのですけれども、そこら辺で議論が活発化しなかったということはあります。中身としてはそういうことであります。

西田委員。

○委員(西田祐子君) 西田でございます。④の定例会議終了後の執行機関(三役)と正副議長と議運正副委員長で反省会を開催となっていますけど、これは議運でやると決めましたか。○委員長(大渕紀夫君) 決めておりません。決まらなかったのです。必要がないというような意見もございまして、それは個々の議員さんの一般質問に対して全体としてどこまで反省をできるかと。言葉の問題とかそういうことはできますけど、それ以外はなかなかできないので

西田委員。

はないかということで決まっていなかった中身です。

**〇委員(西田祐子君)** 議運の中で決めていないのに、今正副議長とかで反省会を開催していると書いていますけれども、これを入れてしまっていいのですか。どうなのでしょう。その辺がわからないのですけど。

○委員長(大渕紀夫君) その点は今意見を出していただいて、これはカットするならカット して構いません。なぜかというと、こういう項目で入っていたのではないことは確かですから、 それはここではなじまないということであればカットということになると思います。

本来、議会運営委員会で検討するということになっていますから、この取組結果につきましてはカットしたほうがいいと私は思うのですけど、いかがですか。これは最初の趣旨とはちょっと違いますから。別で載せるのならいいかもしれないけど、初めの趣旨とは違いますので。

それから、③の代表質問及び一般質問のあり方検討というのは、代表質問の場合、一般質問と同様にすべきという意見は以前からあったのです。そういう中で議論をして、前回については、24年度については一括質疑方式で行うというふうにしたのです。その後検討しましょうというふうになっている中身のものでございます。それはここの場で議論をしております。

そのとき出た意見と、私たちもそう思っているのですけど、一問一答方式にするということ は全く問題ないのですけれども、ただ、一問一答方式にしたときに代表質問というふうになる のかどうかというのがあるのです。やっぱり代表質問というのは間口が広くて、町長の政治姿勢を聞くということが主眼だと思うのです。代表質問の主眼というのは。そうすると、一問一答一方式で個々の問題を詰めるとなると、これはやっぱり一般質問という形式になってしまうのではないかというふうに私自身は思っています。そういうことで前回は一括質疑方式でやりましょうというふうになったと思うのです。ですから、代表質問をやる会派については一括質疑方式。代表質問は会派としてやってもやらなくてもいいですと。一般質問でやるのも構いませんという選択方法もあるということも含めてご検討願えればと思います。一問一答になったら代表質問にはならないとは言えないけど、多分非常になりづらいのではないかと僕はそう思うのだけど。代表質問とは一体何なのだとなりませんか。僕はそこら辺が非常に心配なのです。山田委員。

○委員(山田和子君) 山田です。私の少ない議員経験の中においても、代表質問というのは やはり大まかな方向性を聞くという質問ではないかなという認識でいるので、一括質疑方式で いいのではないかと思います。

〇委員長(大渕紀夫君) 岡村局長。

以上です。

○事務局長(岡村幸男君) これは前から議論のあるところでして、それが最終的には決まっていないと。皆さんの中にはやはり代表質問も一括質疑ではなくて一問一答方式で構わないのではないかというご意見もあるということもありますが、最終的には従来どおりの形でいきましょうという。その考え方というのは、今大渕委員長も言われたとおり、いわゆる町長の政策の方向性だとかをきちんと議論するのが、会派の代表もしくは会派を代表する方による代表質問という考え方でして、議論の中身というのはやはり細かく詰めていくような内容ではなくて、考え方をただす、もしくは考え方をきちんと明確にするという内容のものなので、代表質問としては一括質疑でよろしいのではないかという意見がどちらかというと多いというか、そういう中で進められてきたものだと事務局では認識しています。

ただ、考え方としては決してそれが一問一答を全て否定しているということではありません。 これは引き続いてすぐ3月会議が入りますので、場合によっては、議会改革の中での結論は出 ないにしても、3月会議を運営していく中で代表質問、一般質問のあり方というのは再度お諮 りする必要があるのかなと、確認をしておく必要はあるのかなと思います。

- **〇委員長(大渕紀夫君)** 今の局長のご意見も含めて、何かございます方はどうぞ。 西田委員。
- ○委員(西田祐子君) 西田でございます。この一問一答方式にしてはいかがかと言わせていただいた理由の1つに、代表質問になりましたら3回までです。3回質問して3回答弁いただくという形になりますけど、これをもし続けていくということなりましたら、会派の代表質問ですので、例えば2時間になっても3時間になっても、やはりそれはきちんと認めていかなければいけないと思うのです。それを結局、2時間やっているから、3時間やっているからといって長過ぎるとかという話にはなっていかないと思うのです。そうなってきましたら、正直な

ところ言いまして、一問一答方式のほうが時間的にいっても、質問は 45 分しかできませんから、答弁いただいても大体 2 時間くらいで終わると。そういうようなことを考えると、果たして本当に一括質疑で 2 時間、 3 時間やっていいのでしょうかということにもなってくると思いますので、その辺を皆さんはどのようにお考えなのでしょうか。

○委員長(大渕紀夫君) 基本的に言えば、一括質疑方式ですから、例えば今おっしゃられたように可能であれば2時間やろうと3時間やろうと構わないということです。ただし、一問一答になったときそうなるかというと、それはやっぱり 45 分になるかどうかわかりませんけれども、当然、時間的な制限がつくということは出てくると思います。そうでないと、これは代表質問で際限なく幾らでも一問一答でやれるなんていうふうには、ちょっと考えづらい中身です。ただ、一括質疑の場合は、一般的には言えば、総論を述べて、再質問で部分を述べて、最終的にまとめを行うというのは、これは代表質問の一括質疑方式の中身ですから。町長の政治姿勢をただすという部分が主たるものですから。だから、そういう形で言えば、一括質疑の場合は例えば2時間やられても3時間やられても、それは。ただ、町長が5分で答弁しても、それはそれで答弁ですから、そういうことになるわけです。

ですから、そこはやっぱり政治のルールの中で常識の範囲でやるということにしかならない のではないかと思います。一括質疑方式ではなくて一問一答になった場合は、当然時間を含め て考えなければいけなくなるというふうに、私の立場としてはそういうふうに考えています。 ほかの方でご意見ありましたらどうぞ。今の件について。

小西委員。

- ○委員(小西秀延君) 私たちの会派では、代表質問はやはり政策的な質問をするように努めて質問者を決定しております。それで、一括質疑形式でいいのではないかというふうになっておりますが、他の会派から一問一答にしたらよろしいのではないかというご意見が出るのであれば、24年度はこのやり方をも継続しつつ、それについて検討が必要であれば検討を重ねていくべきで、現行ルールでまずは進んで、今後の課題とすべきではないかと思いますが。
- ○委員長(大渕紀夫君) 今の状況でこれから代表質問を一問一答方式にするとなれば、ルールづくりをしなければいけなくなります。代表質問をしないで一般質問だけということも可能です。会派で代表質問をしなければいけないということは何もありませんので、自由でございます。そういうことを十分に考えた上で、当面今小西委員が言われた現状維持でいくというような形の中で、引き続きこの件については検討するというような形にしたらいかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇委員長(大渕紀夫君)** 山本議長どうぞ。
- **○議長(山本浩平君)** こういうことは時間をかけたとしてもやはり全会一致が望ましいと思いますので、そのような方向性で行うということが妥当ではないかというふうに思います。
- **〇委員長(大渕紀夫君)** 今議長のご発言もございましたけれども、そのような形で継続して やっていくということで、ただし、代表質問は一括質疑ですけれども、やる会派、やらない会 派、それは当然自由ということで。そういうことをやる中で、代表質問のあり方、一問一答の

あり方、時間の問題を含めたルールづくりを考えていくというふうにしたいと思います。

それから、④の部分。先ほど出ました、この部分は現実的には実施していないということになるものです。これについては未実施というか、やる必要がないと。議会運営委員会の中でそのことをやる必要がないというような結論でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**〇委員長(大渕紀夫君)** それでは、そのようにします。

次に、IV、議員の倫理の問題です。 1 、倫理条例の改正は、全面改正を行いました。皆様のご協力でこれはもう条例案として提出されて通っております。

2、議員活動の公表。①の出席状況の公表、②の賛否の公表、それぞれ行っておりますけれ ども、この点についてご意見ございますところはどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(大渕紀夫君)** これはよろしゅうございますね。

前田委員。

それでは、V、会議の運営の部分です。1、通年議会の実施。これは大きく全国的に地方自治法が改正されまして、通年議会が正式な形として認められるという状況になっております。通年議会についてはよろしゅうございますね。これは問題ないですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長(大渕紀夫君) 次、2、自由討議・反問の問題です。自由討議につきましては、本会議の運営の中でルール化するということについて言えば、まだ不十分な状況にあるということでございます。自由討議、反問権について、それぞれご意見ありましたらどうぞ。

**〇委員(前田博之君)** 反問権について。実施していることについては記載のとおりですけれ ども、前も議論して、取り組み結果ですから反問された側で言うと、質問が 45 分の中で制約さ れているのです。反問が単純明解であればいいのだけれども、何項目にもわたって、そして、 その質問が丸かバツかではなくて、議員の政治姿勢や考えにまで入ってくる反問もありました。 そうすると、時間がその部分についてかなり制約されてしまうのだけれども、そうすると、45 分の質問する権利が削られるのです。反問するほうは意識してやっていないとは思いますけれ ども、非常にその反問に対して答弁する側、一般的な質問をしている側から見ると、45分で質 問をして、何がしかの結論を得る、政治姿勢を問う質問の中にそれが出てきたときに、質問が かなり残って、残るという言い方おかしいのかな、あとは考えればいいのだろうけど、非常に 議員が質問する部分が制約されてしまうのです。本当にそれでいいのだろうかと。反問権につ いては、私は何も否定するものではありません。あってもいいと思います。ただ、その時間の 設定、反問の仕方、これをやっぱりある程度整理しておいてもらわないと、非常に込み入った 質問になってくると、それで時間を取られる可能性が多分にあるのです。ですから、この辺を もうちょっと、こういう言い方がどうかわかりませんけど、あくまでも反問権は否定しません から、議員側に立って反問権は別な時間のルール、45分以外にするとかしないと、反問権を使 うテクニックにたけた人からすれば、我々質問を制約される可能性が結構あるのです。その辺

どう思いますか。ほとんど私が受けている側なのです。反問権は。私からすると、質問のし方によって当然相手が反問するという姿勢になってくるし。それ以上言うといろいろ問題ありますから言いませんけれども、出てくるのです。その辺を担保してほしいなと、こう経験上一議員として思うのですけれども。いかがでしょうか。

○委員長(大渕紀夫君) ただいまの前田委員から反問権の件につきましては、これは最初のルールの中で、反問権の答弁については質問時間内で処理するというふうになっております。なっている中でのご意見ですから、そこは十分私も理解をして今お話をしているわけですけれども、この件につきまして、そういう経緯の中で、例えば反問権が乱発された場合、質問時間が侵食されるということになります。これは事実でございます。そういう中で議員の権利として考えた場合いかがなものかという問題提起だというふうに私は考えますけれども、この件についてそれぞれのご意見を賜りたいと思います。

西田委員どうぞ。

○委員長(西田祐子君) 私もやはり前田委員と同じような考え方を、やはり実際に反問を受けた者として感じました。やはり反問を受けたときに、決められた質問時間内の中で答えなければならないわけです。そうしたら、本当は、私はこういうふうに思っていたからこうなのですということを具体的に丁寧に答えたくても、やはり質問時間が制約されてしまいますので、木で鼻をくくったような答弁はできないですけれども、どうしても言葉をなるべく少なく、時間を短くということになってしまうと、相手がせっかく反問権を使って聞いてこられているのに、果たしてそれにちゃんと答えられたのかなという思いは非常にありました。ですから、反問権を使われたときは別の時間でやっていただけると、答えるほうとしても相手にきちんと理解していただける答えができるのではないかとそのように感じております。前田委員もやはり受けた立場としまして、相手とやはりいい関係での議論をしたいという思いがありますので、できれば別の時間帯でやっていただけるように検討していただければと思います。

### 〇委員長(大渕紀夫君) 小西委員。

**〇委員(小西秀延君)** 私はちょっと反する意見になるのですが、1人の議員の持ち時間が45分ということで、質問できる範囲、また、反問された場合にはそれに答える権利として持っている部分だというふうに捉えております。反問権を行使されるということは議論の一つの流れであると私は認識をしております。それを除外して、その議員の権利が損なわれているということには、議論的にはならないのではないかというふうに認識しておりますので、現行のやり方で構わないというふうに認識しております。

#### 〇委員長(大渕紀夫君) 吉田委員。

○委員(吉田和子君) 私もこの反問権というのは、質疑応答の中で質問を受けている側が理解できなかったり、基本的なものからちょっと逸脱しているとは言わないけど、その趣旨がよくわからなかったりして答弁ができないといった場合に、反問権を使ってその真意を問うという、そういう形で議事を進めていくための一つの手段として、受けた側が使えるということで反問権というのは扱うと。これは、反問権を許す、許さないは確か必ず議長が判断して、そし

て質問をして、質問の時間はないですけど、答弁すべきだと思ったら答弁するようにということで時間というか、きちんと進行しています。そういった中では、やっぱりその議事の質問の中でのことですし、やはり説明が十分でなかったりするというこちら側の質問の仕方にも、もしかしたらきちんと相手を説得、私たちもしょっちゅうあると思うのですが、なかなか説得できていない部分があったり、理解できないような質問の仕方をしていることというのはやっぱり往々にしてあるのではないかと思いますので、私たちは反問を受けないための質問をする必要はないですけれども、極力その質問の中できちんと自分の意志、意向、それから、その質問の通告に沿った内容をきちんと説明する努力をしなければいけないと思っています。この時間を別にするということになると、一般質問の趣旨から、そちらを別にしてやっていくと何か違った形になってしまうのではないかなとそんな気もするのです。そういう面では45分という時間は、それでは、私の質問が十分できなかったということになる可能性も、もしかしたらそれはあるというふうに思います。ただ質問を進めていく中ではそういったことで反問権が許されるということで考えると、その辺は時間内で処理していくべきだと思っています。

### 〇委員長(大渕紀夫君) 前田委員。

**○委員(前田博之君)** 質問の内容とか、相手がどの程度質問を理解できるかという話もあるのです。わかりますよね。その辺は質問の方法だし、こちらがわかっても、相手が言っていることが言葉とか何もわからなかったら非常に時間を取られるわけです。

それと、これをやったときに私も言ったかどうか議論して、相手は時間制限されないのです。 反問するのには。こちらは制限されるのです。1項目ぐらいならいいです、単純に答えれば。 だけど、4項目も5項目も出てきます。これは完全にわかっていながら反問使う場合もあるわ けです。前段の質問において答弁に窮して。現実にあるのです。そうすれば、相手に質問する 時間の制限がなくて、こちらに制限があったときに、言論の府で本当の議論できるかというこ とです。議会は言論の府ですから。相手の立場を考えることはないと思います。質問はちゃん としなければいけないです。ルールに従って。そんなの当たり前ですから。だから、その中で 相手がわからない、わかっていてもあえて質問した中で時間を取ると、そういう部分はどうで すかということです。相手には時間を幾らやってもいいのです。そして、私が言うのは、反問 されたものに答えて、それに対して今度理事者側が次の質問につながってくるわけです。そこ で終わっているわけではないのです。反問権に対する議会側、議員の答弁によって、また次の 質問したときに、それに絡んだ形の質問になって出てきたときに、どちらのペースというか議 論になるかということです。それは相手には制限ないのです。それでは、我々は町民の代表と して 45 分の中でどういうような結論を得て議論するかと言っている部分に対して、今言ったよ うに2分や3分とかというのならそれは別です。5分も15分も反問権の答弁が必要になってき たときにどうですかということになってくるのです。それでもいいのかということです。それ はお互いに紳士協定の中でやっていると理解していますけれども。だけど何項目も、私7項目 ぐらい出たときあります。そうすると、反問するほうにもある程度のルールとかしておかない と公平ではないと思うのです。そういうことで言っているのです。これは本当に質問が政策論

議でかみ合わない場合出てくるのです。一つの場合は、相手が私の質問に窮して、それで反問的なことをやったと私個人は思っていますから。それで反問権を使って云々になったけど。そういうことが常時ではないけど、質問する内容、項目が本当にせっぱ詰まったというか、現実問題として大きな議論になっているときにそういう部分の熱の入った質疑が出てくるはずなのです。そのときにどうかということも想定してやっているのです。ただ、単純な形の中で、理事者どうですか、こう思う、それで済むのならいいのだけど、そうでない部分も出てくるでしょうということなのです。過去にもゴルフ場の問題とかいろいろな問題ありました。そういう部分で過去に出てくるのです。そういうときに議員の45分という生の時間をある程度守ってもらったほうがいいのではないかと言っているのです。一般的な部分の中で、それは私も理解していますから。

### 〇委員長(大渕紀夫君) 吉田委員。

○委員(吉田和子君) この反問権ですが、きちんとしたルール化というのか、ほかの町村で 反問権を利用しているところはどういうふうにしているのか。受けた側と、私は受けていない から、その時間はいいでしょうと言ってしまったら、受けた側は時間がもったいなかったということになるのですけど、受けたからどうの、受けないからどうのではなくて、反問権を向こうが使えるように議会改革でしたと。そうしたときに、そのルールとしてどういった条件が必要なのかという議論だと思うのです。それはやっぱり受けた、受けないではなくて、反問権の あり方、その辺をきちんと精査して決めるべきかと思っていたのです。

#### 〇委員長(大渕紀夫君) 岡村局長。

○事務局長(岡村幸男君) 基本的には、議会運営基準第6章第4節に規定されていまして、ここにルール化されていますということに。これは、例えば反間は1つの質問項目に対して原則1回しかできないという内容だとか。ただ、議長が必要と認めた場合は、最高3回までできますと。ですから、むやみやたらにこれを認めますという内容にはなっておりません。それから、議長は反間の内容が質問者の質問内容に正対しないもの、それから、議論の進行を阻害するおそれがあると認めるときは許可しないと。いわゆる議長権限としてかなりそういう部分での幅はきちんと持っているという部分なのです。ですから、これ以上のルールをどう決めるのかということを、単に時間の問題だけなのか、そこのところは一定の議論を経た上で基準に盛り込んだ内容だと私は思いますので、これ以上の不都合が現在あるのかどうかということも含めての、想定ではなくて、実際に問題があったということに対してきちんとした議論をしていかないとならないのではないのかなというふうに思います。

#### 〇委員長(大渕紀夫君) 吉田委員。

○委員(吉田和子君) 私も先ほど言ったように、議長が必要かどうかということを判断して 許可されてやってきたわけです。ただ、今問題として、質問の時間が削られるということが提 起されたわけです。それに対して議運で、それは問題だから時間をその分はなくしましょうと か、そういうことはこの議運で決められるのかどうか。そういう基本的な。精査するというの は、そういう意味で聞いたのです。そういったことが出てきたらルール化して、1回だとかそ ういうのは決めましたけれども、実際に行った中で、受けたことがない者は不都合を何も感じていません。ただ、受けた者は不都合だというふうに言ってきているわけですから、その意見が議運として議論すべきことなのか。それとも、そういうふうに変更していくべき事例なのか。その辺の判断はどうなのだろうと思って。それで先ほど聞いたのです。

○委員長(大渕紀夫君) 議会運営委員会としては、ルール化されているのです。全て。これは間違いありません。そういう中で仮定での議論はできません。事実に基づいた議論しかできないと思っています。そうでないと根拠のない話ですから。こうなったらどうするのだという話にはなりません。そこははっきりしています。ただ、前田委員の言っていることが、ここで議論をする価値がないとは思っておりません。それは議論すべき中身だというふうに思っています。変わるか、変わらないかは別です。だけど、議会の議員がきちんとした論争、政策議論をするということは、やはりそういうことをきちんとした中で、納得の中でいかないとだめです。ただ、現段階としてはルール化されているわけですから、それを議運として必要であれば変えると。事実に基づいて変えていくということはあり得ることです。そういう視点で議論をしていただかないと、議運としてはそれ以上やりようありません。ですから、この問題を今後取り上げる必要があるのであれば取り上げて、議会改革の中で改革になるか、それとも議運の命題になるかわかりませんけれども、その中できちんと議論をして、できれば全会一致できちんと解決をしていくというのが議運の仕事だというふうに思っております。そういう趣旨で、今ここで賛否を採って決めるとか、そんな中身ではございませんので、それは研究しながら方向性を見つけ出していきたいというふうに私は考えています。運営上の問題としては。

山田委員どうぞ。

- **〇委員(山田和子君)** 今その第4節の質問に対する反問のところを読んでいるのですけれど も、この中に議員の発言時間にふれているルールが書かれていないので、これは検討の余地は あると思います。
- ○委員長(大渕紀夫君) その件については確認をしています。会議録か何かで確認をしまして、反問権については自分の持ち時間内に入ると確認されています。それはされていますので、前田委員もご承知だと思うのです。そういうことでルール化されていると言っていますので、そこは理解の上に今後この問題をどうしていくかという議論にしていきたいと考えます。前田委員どうぞ。
- ○委員(前田博之君) きょうのこの議論は実施したかどうかということですから、それはいいです。今委員長言ったような形の中で処理していただければいいなと思います。それは私が実際体験した上での話ですので、仮定とか仮想の話ではありませんので、そういう部分で理解してほしいと思います。
- **〇委員長(大渕紀夫君)** 2、自由討議、反問まではよろしゅうございますね。これは事実としてやった行為ですから。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**〇委員長(大渕紀夫君)** お諮りいたしたいと思います。

全員協議会が開かれる状況がございます。その件につきまして、お話を伺った後に今後の日程の協議をいたしたいと思います。それで皆さんがよければ、きょうはお昼で終わるというふうにしたいのです。その件について、その他の部分になってしまいますけれども、とりあえず全員協議会とその後の経過についてだけお話を願いたいと思います。

岡村局長。

- ○事務局長(岡村幸男君) 今、町側のほうで全員協議会、まだ正式ではないのですけれども、できれば全員協議会を2月22日ぐらいにお願いしたいというお話が内々できております。ただ、この2月22日というのは、実は町側のほうから2月会議を開いていただいて、補正予算をお願いしたいという日でもあります。ですから、もしかしたら2月会議を22日に開く予定となるかもしれないということです。それに合わせて全員協議会を開いていただければというお話がきていると。まだ正式に決まったものではありません。内々でこういう日程でいかがでしょうかという、そういう相談が来ているという状況です。そうしますと、全員協議会を開くということになりますので、そうなりますと、その前に議会運営委員会でそれを承認していただくということになりますので、そうなりますと日程的には2月14日か、15日あたりで一度議会運営委員会開いていただく必要が出てくるかなというふうに考えてございまして、その辺についてご協議をお願いしたいというふうに思います。
- **○委員長(大渕紀夫君)** 経過はそういうことでございます。それで、15 日は 10 時から建設厚生の協議会がございます。 2 時から都市計画審議会がございますので、1 時間ぐらいしか時間がないのです。それで、14 日の 10 時にもし皆さんよければ議会運営委員会を開き、この全員協議会を開くという決定をいただきたいということが1つと、そうであれば14 日の10 時から議運をやらせていただいて、今回のこの積み残しの最後の部分を全部決着つけるというふうにしたいという提案でございます。
- **〇委員(前田博之君)** 今全員協議会の中身は言えないですか。大まかにテーマでも。
- **〇事務局長(岡村幸男君)** 今相談に来ている内容につきましては、組織機構の見直しの関係 と、それから、財政改革プログラムの改訂の関係での説明ということでございます。
- ○委員長(大渕紀夫君) 山本議長どうぞ。
- ○議長(山本浩平君) 私個人の意見ですが、できれば15日の1時ということで、まずは全員協議会のためだけの議運を開くほうが、建設厚生の協議会もありますので、そのような日程にしていただければありがたいかなと。14日の10時となりますと、視察帰ってくるのがたしか遅い時間です。非常に厳しい日程になりますので、そういうこともありまして、できれば15日の1時ということでお願いしたいというふうに思います。
- ○委員長(大渕紀夫君) 吉田委員どうぞ。
- ○委員(吉田和子君) 15日の議運は代理でもいいですか。監査が入っていて、補助団体なものですから日程組んでしまっているので余り変えられない。22日も議会ですよね。22日も監査入っているのです。だから、22日はまだ変えられる可能性があるのですけど、14日はもう来週のことですので、ちょっとわからないですけど、もしかしたら、15日になってもどちらになっ

てもかわりに出てもらうような形になると思います。22 日は議会ですので、これはちょっと監査のほうで日程を調整してもらおうと思っていますけど。

- **〇委員長(大渕紀夫君)** 西田委員どうぞ。
- ○委員(西田祐子君) 15日の1時というのは、建設厚生常任委員会のバイオマスのほうの報告を受けますので、1時というのはもしかしたら無理かもしれません。大体2時間くらいは見ているのですけど、2時間以上かかる可能性もありますので。今朝伺いましたら、報告だけでも最低1時間はかかるというお話を聞いていますので、1時は無理かなというふうな。例えば3時からとかでしたら大丈夫だと思うのですけれども、ちょっときついかなと思っております。
- ○委員長(大渕紀夫君) 14日の午後というのはだめですか。例えば2時とか。1時でもいいです。議運を。そうであれば、積み残しの部分を含めて2時からやったとしても5時までやれば3時間ありますから積み残しの部分も含めて終わるのだけど。要するにこれを終わらせるのを含めて一緒にやりたいという意見だったのです。それは無理であれば無理で構いません。構いませんけれども、14日の午後というわけにはいきませんか。

議長どうですか。予定入っていますか。

- ○議長(山本浩平君) 今のところは大丈夫です。
- ○委員長(大渕紀夫君) それでは、済みません、西田委員のご発言もございますので、14日の2時というのはどうですか。この全員協議会の件については1週間前ですからやらなくてはいけませんので、全員協議会の件と、この積み残しの件でやるということで、14日の2時。前田委員どうぞ。
- ○委員(前田博之君) 14日の午前中何かあるのですか。
- **〇委員長(大渕紀夫君)** 何もないです。視察帰ってくるのが遅いのだそうです、前の日。ですから、できればということです。それはそれで考慮を十分したほうがいいと思いますので。 それでは、お諮りいたします。

次回の議会運営委員会は、14日の2時といたしたいと思います。議題につきましては、全員協議会を置けるかどうかということと、今回の積み残しの部分。もうちょっとですからすぐ終わると思いますので、その2つをやりたいと思います。よろしゅうございますね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(大渕紀夫君) それ以外に何かありますか、岡村局長。
- 〇事務局長(岡村幸男君) ないです。
- ○委員長(大渕紀夫君) 委員の皆さん何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎閉会の宣告

**〇委員長(大渕紀夫君)** それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

(午後 0時08分)